

# 出産・育児に関する各種制度一覧

詳しい内容は教職員・福利課  
HP両立支援制度ハンドブック



高知県教育委員会では、教職員の子育てを支援するため、次のような休暇や休業の制度を設けています。

期間	制度	性別	概要	ページ
子どもが生まれる前	① 出生サポート休暇	男性女性 両方とも 利用可能	職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合に取得できる休暇（年5日。当該通院等が体外受精等に係るものである場合は年10日）	4ページ
	② 妊産婦の健康診断休暇	女性のみ 利用可能	妊娠中又は出産後1年以内の女性職員が母子保健法第10条及び第13条に規定する保健指導又は健康診査を受ける場合に取得できる休暇（1回につき、1日の正規の勤務時間内で必要と認める時間）	6ページ
	③ 妊娠障害(つわり等)休暇		妊娠中の女性職員が、妊娠障害のため勤務することが著しく困難である場合に取得できる休暇（一妊娠期間を通じて10日間を限度とし取得可能）	7ページ
	④ 妊婦の通勤緩和休暇		妊娠中の女性職員が通勤に交通機関又は交通用具を利用する場合で、その混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められるときに取得できる休暇（正規の勤務時間の始め又は終わりに、1日を通じて1時間を超えない範囲内で各々必要と認める時間）	9ページ
	⑤ 職員の分べん(産前産後)休暇		女性職員の母性を保護するため労働基準法に基づき認められている休暇（産前8週間・産後8週間）	10ページ
	時間外勤務の制限等	⑥ 時間外勤務及び深夜勤務の制限	妊娠中又は出産後1年以内の女性職員の深夜勤務及び正規の勤務時間以外の勤務を制限又は免除する制度	12ページ
		⑦ 休息又は補食を必要とする場合の職務専念義務の免除	妊娠中の女性職員の業務が、母体又は胎児の健康保持に影響があり、休息又は補食を必要とする場合に職務専念義務を免除される制度 ※ 母子保健法に規定する保健指導又は健康診査に基づく医師等の指導事項に基づいて行うもの。	12ページ
特別休暇	① 配偶者の出産休暇	男性のみ 利用可能	配偶者の出産に伴う入退院の付き添い等を行う男性職員が取得できる休暇（配偶者が出産のため入院する等の日から、出産の日後2週間の期間内に3日）	15ページ
	② 男性職員の育児参加休暇	女性のみ 利用可能	配偶者が産前8週間前（小学校入学前の子がある場合のみ）の日から子が1歳に達する日までの期間に、生まれてくる子又は小学校入学前の子を養育する男性職員が取得できる休暇（期間内に5日）	16ページ
	③ 育児休暇		2歳に達しない子を養育する職員が授乳や保育所への送迎その他の世話を行う場合に取得できる休暇（1回につき45分ずつ又は1回につき30分及び60分の1日2回）	17ページ
	④ 短期介護休暇	女性のみ 利用可能	負傷、疾病又は老齢により2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障がある者（要介護者）の介護や通院等の付添などの世話を行う場合に取得できる休暇（年5日）	18ページ
	⑤ 看護等休暇		(ア) 小学3年生までの子が負傷又は疾病等により看護を必要とする場合、又は子の入園（入学）式、卒園式、感染症に伴う学級閉鎖の場合に取得できる休暇（年5日） (イ) 配偶者並びに二親等以内の血族及び姻族（小学3年生までの子を除く）が負傷又は疾病等のため職員が看護する必要がある場合、中学校就学前の子にあっては卒業式、感染症に伴う学級閉鎖の時に取得できる休暇（年5日）	19ページ
時間外勤務の制限等	⑥ 時間外勤務の免除	男性女性 両方とも 利用可能	小学校就学の始期に達するまでの子がいる職員が、子の養育のために、時間外勤務の免除を請求できる制度	20ページ
	⑦ 時間外勤務の制限		小学校就学の始期に達するまでの子がいる職員が、子の養育のために、時間外勤務の制限（1月の間に24時間まで、1年の間に150時間まで）を請求することができる制度	20ページ
	⑧ 深夜勤務の制限		小学校就学の始期に達するまでの子がいる職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時まで。)において常態として当該子を養育することができる場合を除く。)は、子を養育するために深夜勤務の制限を請求することができる制度	20ページ
休業制度等	⑨ 育児休業	無給 ※ 共済組合より手当有り	3歳未満の子を養育する職員が一定期間休業することを認められる制度 ※ 男性職員は、原則2回に加え、「産後/育児」を2回まで取得可能。 ※ 配偶者の就業等の状況に関わらず取得可能。	21ページ
	⑩ 育児短時間勤務	1週間の勤務時間に 応じて減額して支給	小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、次のいずれかの勤務の形態により、希望する日及び時間帯において勤務することができる制度 ① 3時間55分勤務を週5日 ② 4時間55分勤務を週5日 ③ 7時間45分勤務を週3日 ④ 7時間45分勤務を週2日と3時間55分勤務を週1日 ※ 配偶者の就業等の状況に関わらず取得可能。	25ページ
	⑪ 部分休業	無給	小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、1日の勤務時間のうち部分的に休業することを認められる制度 ※ 配偶者の就業等の状況に関わらず取得可能。	27ページ